

累積投資約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と当社との間の、第2条に定める投資信託の受益権（以下「ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。当社はこの約款に従って、ファンドの種類ごとに累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結します。

第2条 (適用範囲)

この約款は、以下を除く全てのファンドにかかる累積投資について、適用するものとします。
ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）ーゴールドマン・サックス・米ドルファンド

第3条 (申込方法)

- 1 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当社に提出することによって契約を申込みのものとし、当社が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。
- 2 契約が締結されたときは、当社はただちにファンドの累積投資口座を設定します。

第4条 (金銭の払込み)

申込者はファンドの買付けにあてるため、初回および2回目以降の払込みにつき、各ファンドにおいて定める最低投資金額以上の金銭をその口座に払込むことができます。ただし、初回の払込みは、これを契約の申込時に払込むものとします。

第5条 (買付時期・価額)

- 1 当社は申込者から買付けの申込があったとき、遅滞なくファンドの買付けを行います。
- 2 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額とします。
- 3 買付けられたファンドの所有権および収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものとします。

第6条 (振替口座での管理)

この契約により買付けられたファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第7条 (収益分配金の再投資)

- 1 前条の保管にかかるファンドの収益分配金は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に受け入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。
- 2 申込者はいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものとします。

第8条 (返還)

- 1 当社は、この契約に基づくファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還します。この場合の換金価額は、換金の際に適用される各ファンドの価額に基づくものとします。
- 2 前項の請求は、当社所定の手続きによってこれを行うものとします。

第9条 (解約)

- 1 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。
 - ①申込者から解約の申し出があったとき
 - ②買付けが1ヵ年を超えて行われなかったとき
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中のファンドの収益分配金によって当該ファンドの買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - ③当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ④この契約にかかるファンドが償還されたとき
- 2 この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく保管中のファンドを第8条に準じて当社において、申込者に返還します。

第10条 (その他)

- 1 当社はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 2 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上